

契 約 約 款 (物 品)

(総 則)

第1条 受注者(以下「乙」という。)は、仕様書に基づき契約金額をもって、物件を納入期限までに納品書を添えて納入しなければならない。

(権利義務の移転禁止)

第2条 乙は、物件の一部又は全部を第三者に供給させ、又はこの契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(仕様書等の変更)

第3条 発注者(以下「甲」という。)は、特に必要があるときは、仕様書を変更することができるものとする。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(契約金額の変更)

第4条 納入期限内に、経済事情の変動又は予期することができない異常の理由の発生により、契約金額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して変更することができる。

(納入期限の延長)

第5条 乙は、自己の責めに帰さない理由により納入期限内に物件を納入できないときは、甲に対して遅滞なくその理由を記載した文書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、その延長日数は甲の認定するところによる。

(検査及び引渡し等)

第6条 乙は、物件を納入しようとするときは甲の検査を受け、これに合格したときは物件を甲に引き渡さなければならない。
2 乙は、前項の検査の結果、不合格品があるときは、甲の指定する期間に良品と引き換え、再検査を受けるものとする。

(検査前の紛失等)

第7条 物件を指定した場所に持ち込み、前条に規定する検査の前に紛失又はき損したときは、この損害は乙の負担とする。ただし、天災その他特別な理由があると認められるときは、甲乙協議してその負担者及び負担額を定める。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、納入された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対して、物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定による契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第1項の規定による履行の追完又は第2項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

(契約不適合責任期間)

第9条 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物件を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の支払い)

第10条 第6条の規定による検査に合格し、物件の引渡しを完了したときは、乙は、適法な書面をもって契約金額の請求をしなければならない。

2 甲は、前項の請求を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。なお、契約保証金がある場合は、これを還付するものとする。ただし、支払期日について30日以内に支払いしがたいときは、45日以内とする。

(履行遅延の場合の違約金)

第11条 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に物件を納入することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約代金額から履行済部分に相応する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全部が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。ただし、遅延日数は、甲の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。

3 甲の責めに帰すべき理由により、第10条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項

の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全部が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

契約に定めのない事項で必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第12条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員または使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（甲の契約解除権）

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 納入期限又は変更期限までに物件を完納しないとき、又は完納する見込みがないと認められるとき。

(2) 第6条第2項の規定による不合格品の代品納付指示に従わないとき。

(3) 検査の際、乙又はその代理人その他使用人が、甲の指定する検査職員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 第2条の規定に違反したとき。

(5) 前各号のほか、乙又はその代理人その他使用人が神奈川県後期高齢者医療広域連合契約規則に違反したとき。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

（乙の契約解除権）

第14条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって物件の納入が不可能になったときは、契約を解除することができる。この場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は甲乙協議して定める。

（紛争の解決等）

第15条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの